

指定介護老人福祉施設 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥10.90

○平成30年8月1日以降(3割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1	6,071円	1,822円	1,150円	1,380円	4,352円
要介護2	6,812円	2,044円			4,574円
要介護3	7,575円	2,273円			4,803円
要介護4	8,316円	2,495円			5,025円
要介護5	9,036円	2,711円			5,241円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料(滞在費)は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1	6,071円	1,822円	840円	1,380円	4,042円
要介護2	6,812円	2,044円			4,264円
要介護3	7,575円	2,273円			4,493円
要介護4	8,316円	2,495円			4,715円
要介護5	9,036円	2,711円			4,931円

【外泊、短期入院時】

ご契約者が、外泊または入院された場合の料金は、外泊時費用及び居住費の負担限度額です。

外泊または入院の翌日から、ひと月に6日間を限度に請求いたします。なお、月をまたがった場合は、介護報酬の算定要件に応じます。

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	該当加算○印
日常生活継続支援加算	392円	118円	
看護体制加算			
(I)口	43円	13円	○
(II)口	87円	27円	○
夜勤職員配置加算			
(I)口	141円	43円	
(III)口	174円	53円	
準ユニット加算	54円	17円	
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)	144円	15円	
生活機能向上連携加算			
(I)個別機能訓練加算算定時	1,090円	327円	
(II)	2,180円	654円	
個別機能訓練加算	130円	39円	
若年性認知症入所者受入加算	1,308円	393円	○
常勤医師配置加算	272円	82円	
精神科医師定期的療養指導	54円	17円	○
障害者生活支援体制加算			
(I)	283円	85円	
(II)	446円	134円	
外泊時費用	2,681円	805円	○
外泊時在宅サービス利用費用	6,104円	1,832円	
初期加算	327円	99円	○
再入所時栄養連携加算	4,360円	1,308円	
退所時等相談援助加算			
退所前訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	
退所後訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	
退所時相談援助加算	4,360円	1,308円	
退所前連携加算	5,450円	1,635円	
栄養マネジメント加算	152円	46円	○
低栄養リスク改善加算	3,270円	981円	
経口移行加算	305円	92円	
経口維持加算			
(I)	4,360円	1,308円	
(II)	1,090円	327円	

口腔衛生管理体制加算	327円	99円	○
口腔衛生管理加算	981円	295円	
療養食加算	65円	20円	○
配置医師緊急時対応加算			
(早朝・夜間)	7,085円	2,126円	
(深夜)	14,170円	4,251円	
看取り介護加算			
(Ⅰ)死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	○
死亡日の前日及び前々日	7,412円	2,224円	○
死亡日	13,952円	4,186円	○
(Ⅱ)死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	
死亡日の前日及び前々日	8,502円	2,551円	
死亡日	17,222円	5,167円	
在宅復帰支援機能加算	109円	33円	
在宅・入所相互利用加算	436円	88円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	32円	10円	
(Ⅱ)	43円	13円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,180円	654円	
褥瘡マネジメント加算	109円	33円	
排せつ支援加算	1,090円	327円	
サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ)イ	196円	59円	
(Ⅰ)ロ	130円	40円	
(Ⅱ)	65円	20円	○
(Ⅲ)	65円	20円	

介護職員処遇改善加算		
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数]×8.3%	○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数]×6.0%	
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数]×3.3%	
(Ⅳ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×90%	
(Ⅴ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×80%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. 居室の明け渡し(契約書第20条に定める所定料金)

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から実際に居室が明け渡された日までにかかる日額料金は、次のとおりです。

なお、ご契約者が要介護認定から自立または要支援と判断された場合には、居室別の要介護1に相当する金額となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(日額)
個室、多床室	5,962円	6,692円	7,433円	8,164円	8,872円	

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,300円
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)

4. 居住費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

		段階区分		居住費		食費
		所得区分	利用料負担段階	個室	多床室	
市町村民税	世帯課税者		第4段階	1,150円	840円	1,380円
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者など	第1段階	320円	0円	300円